

第5章

計画の推進体制

1. 体制
2. 進捗管理

1. 体制

2. 進捗管理

体制

推進体制

第2期計画の推進にあたっては、行政のみならず、民間団体や保健・医療などに関わる各機関との連携が欠かせません。そこで、関係機関や市民、地域団体に計画の趣旨や内容の周知を図り、連携の強化、協力体制づくりを進めていきます。市内では、関係各課の連携強化や、上位計画である「八王子市基本構想・基本計画(八王子未来デザイン 2040)」、「八王子市健康医療計画」に基づく関連計画との連携により、目標の実現を図っていきます。

情報発信

健康づくりや医療に関する保健事業や福祉事業などさまざまなサービスや制度を含め、第2期計画について市民への周知を図るため、広報やパンフレット、ホームページなどの多様な媒体や各種事業を通じ、情報発信・広報活動を行っていきます。

計画推進のための環境整備

計画を確実に推進していくために、人材の育成や財源の確保など執行体制を強化することで、効果的でバランスの取れた計画の推進を図ります。また、市民、学生、地域活動団体、NPO との協働、関係団体との連携、そして民間事業者のノウハウを活用しながら、第2期計画の目標の達成を目指します。

1. 体制

2. 進捗管理

進捗管理

健康医療計画推進会議

上位計画となる「八王子市健康医療計画」では、保健・医療・福祉・教育等の各分野の施策を総合的かつ計画的に推進するため、各分野の有識者からなる「健康医療計画推進会議」を設置し、進行管理を毎年行います。

第2期計画のうち、第4章「1 がんの予防(一次予防)」、「2 がんとの共生」「3 基盤の整備」を中心とした進捗状況については、当会議において評価、確認をしていきます。

がん検診専門懇談会

第4章「1 がんの予防(二次予防)」については、より専門的な見地で進捗状況を評価、確認するため、行政、八王子市医師会、及び、第三者の専門家で構成し、毎年度末に開催する「がん検診専門懇談会」において、進行管理を行います。

がん検診の推進に際しては、国のがん対策、指針を踏まえ、実務面からの実施体制、推進体制を構築し、これを着実に実施していきます。また、プロセス指標等の達成度等を個別・詳細に評価し、さらなる向上に結びつけていきます。

參考資料

1. 策定專門懇談会開催要綱
2. 策定專門懇談会参加者名簿
3. 策定経過
4. 用語集

参考資料

1. 策定専門懇談会開催要綱

1. 策定専門懇談会開催要綱
2. 策定専門懇談会参加者名簿
3. 策定経過
4. 用語集

策定専門懇談会開催要綱

第2期八王子市がん対策推進計画策定専門懇談会開催要綱

令和5年(2023年)4月1日 施行

(目的)

第1条 平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)を計画期間とする『八王子市がん対策推進計画』(以下、「現計画」という。)を改訂し、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)を計画期間とする『第2期八王子市がん対策推進計画』(以下、「第2期計画」という)を策定するにあたり、がんの予防(医療、科学的根拠に基づく専門的知見を含む)、がんとの共生、市民へのがん対策に関わる普及啓発等について意見交換を行うため、学識経験者、医療関係者、市民代表者、市関係者等から構成される、第2期八王子市がん対策推進計画策定専門懇談会(以下、「策定専門懇談会」という。)を開催する。

(意見聴取事項)

第2条 策定専門懇談会は、次に掲げる事項について参加者から意見聴取を行う。

- (1) 現計画の評価に関する事。
- (2) 令和4年度(2022年度)に実施した市民意識調査結果から見える本市のがん対策推進に係る市民意識に関する事。
- (3) 現計画策定後の法律、指針、計画等、国・都の動向に関する事。
- (4) (1)～(3)を踏まえた第2期計画に掲載すべき課題や目標に関する事。

(参加者)

第3条

策定専門懇談会の参加者は、次に掲げるものとする。

- (1) 学識経験者(がん対策推進に係る研究機関の研究者である医師)……………1名以内
- (2) 医療関係者……………4名以内
- (3) 市民代表者……………1名以内
- (4) 市関係者……………2名以内
- (5) その他第1条を達するために市が必要と認める者

(開催期間)

第4条 開催期間は、令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までとする。

(座長)

第5条 策定専門懇談会には座長を置く。

- 2 座長は、市関係者のうち1名とする。

(会議)

第6条 策定専門懇談会は、市が開催する。

- 2 策定専門懇談会の会議は、公開とする。ただし、市の決定により公開しないことができる。

(事務局及び庶務)

第7条 策定専門懇談会の事務局及び庶務は、健康医療部成人健診課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、策定専門懇談会の運営に関して必要な事項は、市が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年(2024年)3月31日をもって廃止する。

1. 策定専門懇談会開催要綱
2. 策定専門懇談会参加者名簿
3. 策定経過
4. 用語集

策定専門懇談会参加者名簿

氏名	ふりがな	区分	役職
斎藤 博	さいとう ひろし	学識経験者	青森県立中央病院 医療顧問 青森県がん検診管理指導監 国立がん研究センター がん対策研究所 検診研究部 客員研究員
西島 重信	にしじま しげのぶ	医療従事者	八王子市医師会 副会長
窪田 信行	くぼた のぶゆき	医療従事者	八王子市医師会 理事
青木 琢也	あおき たくや	医療従事者	東京医科大学八王子医療センター 臨床腫瘍科
鈴木 育宏	すずき やすひろ	医療従事者	東海大学医学部附属八王子病院 副院長 乳腺外科
坂本 永子	さかもと ながこ	公募市民	
菅野 匡彦	かんの まさひこ	行政	八王子市健康医療部長
鷹箸 右子	たかのはし みぎこ	行政	八王子市健康医療部保健所担当部長 兼 八王子市保健所長

1. 策定専門懇談会開催要綱
2. 策定専門懇談会参加者名簿
3. 策定経過
4. 用語集

策定経過

項目	日時	主な内容
令和4年度(2022年度)市民意識調査	令和4年(2022年) 10月20日～11月4日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内に居住する18歳から74歳までの男女約5,000名を対象に令和4年度(2022年度)市民意識調査を実施
第1回策定専門懇談会に先立つ事前説明	令和5年(2023年) 6月28日～7月4日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 構成員を訪問、面会し、第2期計画の位置付け、第1期計画の振返り、第2期計画の策定趣旨・取組等を説明
第1回策定専門懇談会	令和5年(2023年)7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 計画の位置付けについて ■ 第1期計画の振返り(施策展開)、評価、及び、市民意識調査の結果報告について ■ 現在の課題、及び、第2期計画の取組に向けて
第2回策定専門懇談会	令和5年(2023年)10月2日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第2期計画の体系図について ■ 第2期計画の素案について
パブリックコメント	令和5年(2023年)12月15日 ～令和6年(2024年)1月15日	<ul style="list-style-type: none"> ■ パブリックコメントの実施
第3回策定専門懇談会	令和6年(2024年)1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ■ パブリックコメントの結果及び市の考え方について ■ 第2期計画の原案について

1. 策定専門懇談会開催要綱
2. 策定専門懇談会参加者名簿
3. 策定経過
4. 用語集

用語集

	用語	意味
あ行	アピアランスケア	病気やその治療に伴う外見の変化に起因する苦痛を、軽減するためのケア。
	胃がんリスク検査	ヘリコバクター・ピロリ菌感染の有無と胃の萎縮度を調べる血液検査。
か行	肝炎ウイルス	主にA型・B型・C型・D型・E型の5種類に分類されるウイルス。A型、E型肝炎ウイルスは主に食べ物を介して感染し、B型、C型、D型肝炎ウイルスは主に血液を介して感染する。中でもB型、C型肝炎ウイルスは、感染すると慢性の肝臓病を引き起こす原因となる。
	がんサバイバー	がんの診断を受けた後を生きていく人々。
	患者体験調査	国立がん研究センターがん対策研究所が、患者の視点からのがん対策評価を行うために実施した調査。厚生労働省委託事業「がん対策評価事業」の一環である。
	がん診療連携拠点病院	専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者・家族に対する相談支援及び情報提供等を行う病院。全国どこでも質の高いがん医療を提供できるよう指定されている。
	がん相談支援センター	がん診療連携拠点病院や小児がん拠点病院、地域がん診療病院に設置されている、がんに関する相談窓口。診断や治療の状況に関わらず、どなたでも無料・匿名で利用でき、主に面談または電話で相談できる。
	基礎自治体	日本の地方自治体で、行政区画の最小単位。市町村と特別区(東京23区)がこれに該当する。
	協会けんぽ	正式名称は、全国健康保険協会。中小企業で働く従業員やその扶養者が加入する。従来、国(社会保険庁)が運営していたが、平成20年から当協会が担うことになった。都道府県単位の支部が地域の実情を踏まえ、自主的な運営を行う。
	均てん化	場所を問わず標準的な専門医療を患者が受けられるよう、医療サービスの格差を是正すること。

用語集

	用語	意味
か行	組合健保	常時700名以上の従業員がいる企業、また、同種・同業の複数の会社で従業員3,000名以上の企業が自前で設立した健康保険組合。大企業や、そのグループ会社や子会社が中心になる。
	国民健康保険	主として基礎自治体単位で運営される健康保険制度。職場の健康保険、共済組合等の被保険者とその扶養家族、また、75歳以上の後期高齢者医療保険制度以外が加入対象となる。個人事業主や年金受給者、扶養に入っていない学生等が該当する。
さ行	心理的バイアス	無意識な状態で本能的に発生する偏見。
	全ゲノム解析	非遺伝子部分も含めた全ゲノム配列とその働きを調べる解析手法。ゲノム配列は生命の設計図であり、ゲノム配列の個人差が、病気のかかりやすさや薬の効き方等の違いを見つける手掛かりとなる可能性がある。
た行	対策型検診	集団全体の死亡率減少を目的とし、公共的な予防対策として行われる検診。このため、有効性が確立したがん検診を選択し、利益は不利益を上回ることが基本条件となる。
	地域保健・健康増進事業報告	厚生労働省が定期的に発行する報告書で、地域の保健・健康増進事業の状況や課題を調査し、統計的な分析を行う報告。国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。
な行	ナッジ理論	ナッジは、「nudge=ひじで軽くつつく、そっと後押しする」からきている言葉で、行動を宣言したり強制したりせずにとよとしたきっかけを与え、本人が無意識により選択をするように誘導するアプローチのことで、これを行動経済学の側面から研究し、一つの方向性として示されたのがナッジ理論。
	二重読影	医療画像(X線、CT、MRIなど)の診断において、複数の医師が別々に画像を読影・診断すること。
	年齢調整死亡率	人口構成を基準人口と同じだと仮定して計算した死亡率。

用語集

	用語	意味
は行	ヘリコバクター・ピロリ菌	胃の内壁に感染して慢性的な胃炎や胃潰瘍を引き起こす細菌。胃がんの原因の一つとも考えられる。
ま行	マンモグラフィ	乳房専用のX線撮影。乳房を板で圧迫し、薄く伸ばした状態で撮影する。
H	HPV(ヒトパピローマウイルス)	Human papillomavirusの略。人の皮膚や粘膜に感染するウイルスで、一般的に性行為を介して感染する。子宮頸がんや他のがんの原因となることが知られている。
	HPV検査	子宮頸部から細胞を採取し、HPVのDNAがあるかどうかを調べる検査。
P	PDCAサイクル	品質管理等の業務管理において、計画、実行、評価、改善の4ステップを繰り返すことで継続的に改善するための方法。
	PHR	Personal Health Recordの略。服薬、健康診断といった個人の健康、医療に関するデータを電子記録として本人や家族が正確に把握できるようにするための仕組み。
Q	QOL	Quality of Lifeの略で、人々の生活の質を表す指標。身体的、心理的な健康など、様々な要素から成り立つ。

第2期八王子市がん対策推進計画

令和6年(2024年)3月

発行:八王子市

編集:健康医療部成人健診課

〒192-8501

東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

TEL042-620-7428 FAX 042-621-0279

